

子支第540号の2
令和元年9月13日

認可外の事業所内保育施設を
設置されている事業主様
(岐阜市に所在する施設を除く)

岐阜県健康福祉部
子ども・女性局子育て支援課長

認可外保育施設に係る届出について

平素は、本県の児童福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、本年7月1日より、事業所内保育施設に対しても、児童福祉法に基づく届出制が導入されました。

本年10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化については、この届出をした施設が対象となりますので、改めて別添について周知させていただきます。

なお、認可外保育施設を設置されている場合で、届出の済んでいない施設につきましては、9月30日(月)までに届出をお願いいたします。(岐阜市に所在する施設は、岐阜市に届出が必要です。)

また、今後、新たに開設される施設につきましては、事業開始後1月以内に届出をしていただく必要がありますので、無償化の手続きを円滑に進めるため、あらかじめ県にご相談をいただきますようお願いいたします。

記

○ 関係通知

別添 「認可外保育施設の幼児教育・保育の無償化について」
(令和元年7月26日付け子支第221号岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課長通知)

○届出及び施設設置に関するお問い合わせ先

貴施設の所在する市町村を管轄する県事務所等（下記一覧をご参照ください）

■岐阜地域福祉事務所福祉課

（〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁内 TEL:058-272-8287）

各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡（岐南町、笠松町）、本巣郡（北方町）に所在する施設

■西濃県事務所福祉課

（〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎内 TEL:0584-73-1111 内線 234）

大垣市、海津市、養老郡（養老町）、不破郡（垂井町、関ヶ原町）、安八郡（神戸町、輪之内町、安八町）に所在する施設

■揖斐県事務所福祉課

（〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎内 TEL:0585-23-1111 内線 241）

揖斐郡（揖斐川町、大野町、池田町）に所在する施設

■可茂県事務所福祉課

（〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井大脇 2610-1 可茂総合庁舎内 TEL:0574-25-3111 内線 243）

美濃加茂市、可児市、可児郡（御嵩町）、加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村）に所在する施設

■中濃県事務所福祉課

（〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎内 TEL:0575-33-4011 内線 258）

関市、美濃市、郡上市に所在する施設

■東濃県事務所福祉課

（〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内 TEL:0572-23-1111 内線 272）

多治見市、瑞浪市、土岐市に所在する施設

■恵那県事務所福祉課

（〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 TEL:0573-26-1111 内線 227）

中津川市、恵那市に所在する施設

■飛騨県事務所福祉課

（〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内 TEL:0577-33-1111 内線 274）

高山市、飛騨市、下呂市、大野郡（白川村）に所在する施設